

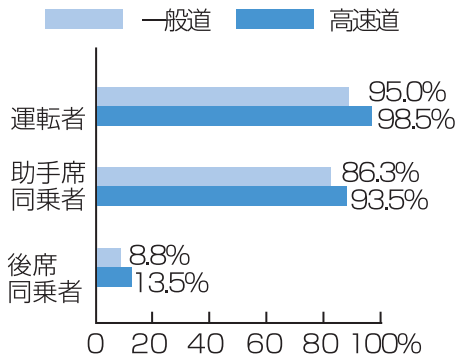
# お知らせ

## 平成 20 年 6 月 1 日 道路交通法が改正 後部座席でのシートベルト着用は 努力義務から義務に！

### 改正道路交通法～大きなポイント～

- ・ 後部座席のシートベルト着用義務
- ・ 高齢者・聴覚障害者マークの表示義務
- ・ 自転車通行区分を明確化

### シートベルト着用状況調査結果



< 資料：平成 19 年 JAF・警察庁調査 >



後部座席でもシートベルトを

### 後席での死亡者の 4割が車外放出に

**今** 回の改正の理由は、着用率や表示率が低く事故の際に乗員が死傷するケースが問題になっていることなどからです。当面摘発は見送られますが、後部座席のシートベルトは、高速道路での違反者に対し行政処分の一点が科せられます。観光バスやタクシーで乗客が未装着の場合、運転者が処分対象。一般道での違反者には処分はなく、妊婦なども免除となっています。

### 命

網となるシートベルトの着用は、ドライバーはもちろんのこと、車に乗る人すべての意識に係っているのです。

### もみじマークの表示



### 75

歳以上の運転者には、もみじマーク（高齢運転者標識）の表示が義務化されます。「もみじマーク」をつけることで、周囲のドライバーは高齢ドライバーの運転特性に対応したゆとりのある構えをとることができます。また、高齢ドライバーも周囲のドライバーの心づかいの中で、より安心・安全な運転ができるようになります。

さらに、このマークをつけた普通自動車に対する幅寄せなどが禁止されていますので、自分の身を守るためにも表示しましょう。

### ※もみじマークを表示しないと

**罰則** 2万円以下の罰金または料料（過失も同じ）

**違反点** 1点（高齢運転者標識表示義務違反）

**反則金** 4,000円（普通自動車）

※70～74歳はこれまで通り、身体機能の低下などで運転に不安があるときなどは高齢運転者標識を表示するよう務めなければなりません

### 自転車は車道通行が原則

（子どもや高齢者を除く）

無秩序に歩道を走行する自転車が、歩行者を巻き込んでしまうという事故が、ここ10年で5倍に増加しています。13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者以外の自転車利用は原則、車道を通行することになりました。自動車は車道を走る自転車に十分配慮し、自転車も車や歩行者の動きに注意。これによって自動車と自転車、歩行者が共有できる道路環境を作り出すことができます。

### 【問合せ】

千葉県警察本部交通部

☎043(2227) 9131

山武警察署交通課

☎(82) 0110